

写

20町監第43号
2020年7月13日

町田市議会議長 熊 沢 あやり 様
町 田 市 長 石 阪 丈 一 様

町田市監査委員 高 野 克 浩
同 古 川 健太郎
同 大 西 宣 也
同 山 下 てつや

2020年第1回定期監査の結果（その2）について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

2020年第1回定期監査結果報告書（その2）

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は都市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 対象部課

道路部（道路政策課、道路整備課、道路管理課及び道路維持課）

都市づくり部（都市政策課、土地利用調整課、交通事業推進課、地区街づくり課、住宅課、建築開発審査課及び公園緑地課）

(2) 対象事務

2019年度（必要に応じて2018年度以前を含む。）に執行された収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務

3 監査の目的

財務に関する事務について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、効果的・効率的かつ経済的に行われているかを検証することを目的として実施した。

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期限及び手続は適正か
	ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その期限は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか
	ウ 督促、催告及び時効中断手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか

	オ 収入事務受託者による収納手続は適正に行われているか
(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	イ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金整理簿は適正に作成され、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理されているか
	イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか

5 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び関係職員に対する質問を行った。なお、監査の対象については、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出し、内部統制の検証も併せて実施した。

○道路部

道路政策課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	土木費雑入/複写機等使用料	142,350

支出事務	契約件名又は歳出科目	
	町田市ペDESTリアンデッキ長寿命化修繕計画策定業務委託	
	町田市無電柱化推進計画策定業務委託	
	町田都市計画道路3・4・32号木曾金森線交通量調査業務委託	

契約事務	契約件名	
	町田市ペDESTリアンデッキ長寿命化修繕計画策定業務委託	
	町田市無電柱化推進計画策定業務委託	
	町田都市計画道路3・4・32号木曾金森線交通量調査業務委託	

道路整備課

支出事務	契約件名又は歳出科目	
	町田835号線(原町田中央通り)3Dマップ作成業務委託	
	堺716号線災害復旧工事関連地質調査業務委託	
	堺716号線災害復旧工事関連詳細設計業務委託	
町田95号線、町田749号線自転車走行空間整備工事		

契約事務	契約件名	
	町田835号線(原町田中央通り)3Dマップ作成業務委託	
	堺716号線災害復旧工事関連地質調査業務委託	
	堺716号線災害復旧工事関連詳細設計業務委託	
町田95号線、町田749号線自転車走行空間整備工事		

(単位:円)

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額	帳簿価額
	試験測定用機器(エレクトロニックトータルステーション)	1989	1,737,400	1

道路管理課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	道路占用料/道路占用料	232,481,699
	土木管理手数料/境界図写等交付手数料	2,583,300
	放置自転車等移送料/自転車移送料	2,870,000

支出事務	契約件名又は歳出科目	
	放置自転車等対策業務委託	
	交通事故多発箇所路面改良工事(その2)	
私道移管事業に係る負担金補助及び交付金(私道移管補助金)		

契約事務	契約件名		
	放置自転車等対策業務委託		
	交通事故多発箇所路面改良工事(その2)		

(単位:円)

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額	帳簿価額
	架・棚・箱(自転車ラック 2段式360台分)	1996	9,064,000	1
光学用機器(トータルステーション(2級))	2005	1,358,000	1	

道路維持課

(単位:円)

収入事務	歳入科目		収入済額
	土木費雑入/光熱水費使用料		1,310,462

支出事務	契約件名又は歳出科目		
	駅前清掃業務委託		
	忠生1301号線道路舗装改良工事		
	街路灯電気料金補助事業に係る負担金補助及び交付金(街路灯電気料補助金)		

契約事務	契約件名		
	駅前清掃業務委託		
	忠生1301号線道路舗装改良工事		

(単位:円)

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額	帳簿価額
	その他土木建築用機器(スクリュウコンプレッサー)	1992	1,130,000	1
	車両(緊急道路啓開活動)	2005	5,040,000	1
	車両(緊急道路啓開活動)	2005	2,667,500	1
	車両(道路維持作業用ホイールローダー)	2017	5,724,000	4,293,000

○都市づくり部

都市政策課

	契約件名又は歳出科目
支出事務	まちライブラリー内什器製作・設置・納品業務委託
	都市計画道路関連(旭町三丁目)調査測量業務委託
	都市計画道路関連(旭町三丁目)調査測量業務委託(その2)
	鶴間公園・融合ゾーン魅力創出事業に係る融合ゾーン外構工事
	南町田駅周辺地区拠点整備事業に係る負担金補助及び交付金(鶴間公園・パークライフ・サイト魅力創出事業負担金)

	契約件名
契約事務	まちライブラリー内什器製作・設置・納品業務委託
	都市計画道路関連(旭町三丁目)調査測量業務委託
	都市計画道路関連(旭町三丁目)調査測量業務委託(その2)
	鶴間公園・融合ゾーン魅力創出事業に係る融合ゾーン外構工事

(単位:円)

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額	帳簿価額
	架・棚・箱(WSスペース造付本棚)	2019	1,375,000	1,375,000

土地利用調整課

	契約件名又は歳出科目
支出事務	2019年度共通地形図更新及び都市計画図修正等業務委託
	2019年度共通地形図更新及び都市計画図修正等支援業務委託

	契約件名
契約事務	町田市金井町・藤の台団地地区住居表示等整備事業業務委託
	2019年度共通地形図更新及び都市計画図修正等業務委託
	2019年度共通地形図更新及び都市計画図修正等支援業務委託

交通事業推進課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	土木費雑入/広告掲載料	140,792

	契約件名又は歳出科目
支出事務	2019年度町田市バリアフリー基本構想改定支援業務委託
	能ヶ谷七丁目ほかバス停留所新設改修工事
	町田市民バス運行事業に係る負担金補助及び交付金(市民バス運行事業補助金)
	地域コミュニティバス運行事業に係る負担金補助及び交付金(地域コミュニティバス運行事業補助金)

	契約件名
契約事務	2019年度町田市バリアフリー基本構想改定支援業務委託
	能ヶ谷七丁目ほかバス停留所新設改修工事

(単位:円)

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額	帳簿価額
	車両(乗合自動車 小型ノンステップバス)	2014	20,548,250	4,109,650
	車両(乗合自動車 小型ノンステップバス)	2016	20,158,285	12,094,971
	車両(乗合自動車 ワゴン車)	2017	7,934,760	6,347,808
	車両(乗合自動車 ワゴン車)	2017	7,934,760	6,347,808
	車両(乗合自動車 ワゴン車)	2017	7,934,760	6,347,808

地区街づくり課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	土木費雑入/区画整理清算金	2,037,590

支出事務	契約件名又は歳出科目
	原町田中央通りデザイン調整等業務委託
	都市再開発方針調査検討業務委託
	鶴川駅前公園撤去工事

契約事務	契約件名
	原町田中央通りデザイン調整等業務委託
	都市再開発方針調査検討業務委託
	鶴川駅前公園撤去工事

住宅課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	市営住宅使用料/市営住宅使用料	144,709,423
	市営住宅使用料延滞金/住宅使用料等延滞金	0
	土木費雑入/市営住宅使用料等相当損害金	0

支出事務	契約件名又は歳出科目
	町田市木造住宅簡易耐震診断業務委託
	住宅耐震促進事業に係る負担金補助及び交付金(木造住宅耐震改修事業助成金)
	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業に係る負担金補助及び交付金(緊急輸送道路沿道建築物耐震促進助成金)
ブロック塀等撤去助成事業に係る負担金補助及び交付金(ブロック塀等撤去助成金)	

契約事務	契約件名
	町田市木造住宅簡易耐震診断業務委託

建築開発審査課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	建築指導手数料／建築指導関係手数料	9,228,200
	開発行為等許可手数料／開発許可関係手数料	11,708,700
	土木費雑入／複写機等使用料	326,550

支出事務	契約件名又は歳出科目
	防火設備定期検査報告業務委託
	特定建築物定期調査報告業務委託

契約事務	契約件名
	防火設備定期検査報告業務委託
	特定建築物定期調査報告業務委託

公園緑地課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	公園用地使用料／公園用地占用料	15,906,423
	町田ぼたん園入園料／町田ぼたん園入園料	5,186,480
	公園駐車場使用料／公園駐車場使用料	8,324,800

支出事務	契約件名又は歳出科目
	市立公園等除草・落葉清掃業務委託
	公園遊具等点検業務委託
	公園緑地等植生管理業務委託単価契約
	南町田拠点創出まちづくりプロジェクト案内サイン等設置工事

契約事務	契約件名
	市立公園等除草・落葉清掃業務委託
	公園遊具等点検業務委託
	公園緑地等植生管理業務委託単価契約
	南町田拠点創出まちづくりプロジェクト案内サイン等設置工事

(単位:円)

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額	帳簿価額
	その他雑品(倉庫)	1992	1,890,000	1
	体育用機器(円盤・ハンマー投用囲い)	2012	7,305,375	2,922,153
	体育用機器(ラグビーゴール)	2017	4,400,000	3,960,000

(注) 表中の金額は、2020年2月28日現在のものである。

6 監査の期間及び実施場所

2020年3月12日から6月29日まで町田市庁舎で監査を実施した。

7 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので以下に述べる。

なお、都市監査基準第19条に基づき、対象部の長から書面により弁明、見解等を得た。

都市づくり部住宅課

<収入事務>

【指摘】債権については、町田市私債権管理条例にのっとり、適正に管理すべきもの

町田市私債権管理条例第12条では、特約により履行期限を延長する場合、当該私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げないと定めている。同条例第9条では、「市長等は、私債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。」と定めている。

市営住宅使用料等相当損害金に係る関係書類の閲覧を行ったところ、履行延期の特約により分割納付とした債務名義のある私債権について、納付が滞っているにもかかわらず履行期限を繰り上げせず、債務者に対して2019年度中に納付交渉等を行ったことも確認できなかった。

主管部課によれば、対象者が既に退去しており債権額が増加しないため、市営住宅入居中の滞納者への対応を優先して行っていたところ、徴収事務が滞っていたとのことであった。

主管部課は、町田市私債権管理条例にのっとり、債権を適正に管理すべきである。

【意見】債権については、町田市私債権管理条例にのっとり、適正に管理されたい

町田市私債権管理条例第5条では、「市長等は、私債権に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。」と定めている。

市営住宅使用料等相当損害金に係る関係書類の閲覧を行ったところ、債務者との納付交渉の記録や分割納付に係る起案書等は保管していたが、これらを一元的に管理する台帳は確認できなかった。

主管部課によれば、発生事例が極めてまれで運用上も不都合がないことから、納付交渉及び分割納付の記録により管理を行い、一元管理する台帳を作成していなかったとのことであった。

主管部課は、町田市私債権管理条例にのっとり、台帳により債権を一元的に管理するよう努められたい。

【意見】督促については、町田市私債権管理条例等にのっとり、行うよう努められたい

町田市私債権管理条例第6条及び同条例施行規則第6条では、私債権の督促は、原則として当該私債権の履行期限経過後30日以内に書面で行うものとし、指定する納付すべき期限は、督促をした日の翌日から起算して10日以内と定めている。

市営住宅使用料に係る関係書類の閲覧を行ったところ、督促は納入通知書の納期限から30日以内に行われておらず、督促状による納付すべき期限は10日を超えている事例が見受けられた。

主管部課によれば、口座振替での納付が振替不能となった場合、振替不能通知と納付書を送付し、納付がないことを確認した後に督促を行っていたため、納期限から30日を超えており、また、督促状の送付後に本人から連絡が来ることを想定し、納付すべき期限を督促から2週間程度に設定していたとのことであった。

主管部課は、町田市私債権管理条例等にのっとり、督促するよう努められたい。